

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）に係る面談
2. 日時：令和2年9月3日（木）10時00分～11時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）について、資料に基づき以下の説明があった。

- 2号機原子炉格納容器（PCV）におけるアクセスルート構築作業時のダスト放出量及び敷地境界における実効線量への影響評価の検討状況について
 - ✓ 被ばく評価の概要
 - ✓ PCV内ダスト浮遊量の評価
 - ◇ アクセスルート構築作業におけるダスト浮遊の要因として、①X-6ペネトレーション内堆積物の低・高圧水による洗浄・落下、②アプレシブウォータージェット（AWJ）影響範囲にある構造物の汚染表面からの剥離及び③その他の要因（AWJ切断欠損部や落下切断片等からの浮遊）を設定。
 - ◇ 各ダスト浮遊要因に対して、ダスト発生源の放射能濃度（表面汚染密度）、量（表面積）及び気相移行率からダスト浮遊量を評価。
 - ✓ 放出量の評価
 - ◇ 通常時は、作業の全工程を対象に、PCVガス管理設備経由及び原子炉建屋経由の2つの経路からの放出を想定して評価。
 - ◇ 異常時（バウンダリ施工箇所開放時）は、最もPCV内浮遊量が多いCRDレール切断作業を対象に、原子炉建屋経由の経路からの放出を想定して評価。
 - ✓ 被ばく量の評価
 - ◇ 大気拡散による希釈を考慮し、4つの被ばく経路（①放射性雲中核種からの外部被ばく、②放射性雲中核種の吸入による内部被ばく、③地表沈着核種からの外部被ばく及び④再浮遊した地表沈着核種の吸入による内部被ばく）による実効線量の和として評価。
 - ✓ 評価結果
 - ◇ 本作業に伴う放射性核種の放出量及び敷地境界での実効線量を評価した結果、周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはないと評価している。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 1号機PCV内部調査の際の評価と今回の2号機の評価との相違点及びその考え方を説明すること
- 異常時の定義や評価条件の設定の考え方等、曖昧な点について具体的に説明

すること
等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機原子炉格納容器内部詳細調査 アクセスルート構築作業時の影響評価
について ー検討状況